

宗教学会機関誌『宗教法』への掲載に関する内規

制定 平成 21 年 11 月 6 日（理事会）

改正 平成 30 年 11 月 16 日（理事会）

改正 令和元年 11 月 8 日（理事会）

（目的）

- 1 この内規は、宗教学会（以下「本学会」という。）機関誌『宗教法』に掲載する諸稿について定める。

（掲載諸稿）

- 2 『宗教法』には、次の諸稿を掲載する。各稿の字数については、[] 内に示したとおりとする。

- ① 本学会の春季および秋季学会（宗法制研究会を含む。）で報告した内容（加筆・補正も含む。以下、「学会報告」という。）[20,000 字以内を標準とし、上限は 25,000 字とする（注を含む。以下同じ）]
- ② 書評 [3,000 字以内を標準とし、3,500 字を上限とする]
- ③ 新刊紹介 [1,000 字以内を標準とし、1,500 字を上限とする]
- ④ 判例紹介（公法系、私法系）[各々、10,000 字以内を標準とし、11,000 字を上限とする]
- ⑤ 文献紹介 [15,000 字以内を標準とし、17,000 字を上限とする]
- ⑥ 本学会の活動 [適宜]
- ⑦ その他理事会が必要と認めたもの [適宜]

（謝礼）

- 3 2 に掲記する諸稿の執筆を本学会の会員（賛助会員を含む。）でない者に依頼する場合には、理事会で定める相当額の謝礼を支払うものとする。

（外国語タイトル）

- 4 掲載諸稿の外国語タイトルは、各執筆者が付すこととし、編集に際してのチェックを希望する場合には、その旨を事務局に申し出ることとする。

（掲載稿の電子化）

- 5 『宗教法』に掲載した諸稿については、電子化して本学会のホームページ等に登載することを原則とする。それを望まない執筆者は、出稿に際しその旨を事務局に申し出ることとする。

附則

- 1 この内規は、平成 21 年 11 月 6 日から施行する。
- 2 この内規は、平成 30 年 11 月 17 日から施行する。
- 3 この内規は、令和元年 11 月 9 日から施行する。